

『国家論』（初版）「第一巻」本論（第四回）

ジャン・ボダン

高橋 薫 訳

第八章

国家の保全について、

及び君主間の同盟と契約の権利について

訳者前註

今回は「第六章」までご覧戴いたので、本来は「第七章」を掲載させて戴く予定だったが、思いもかけぬ病に罹り、残された時間を考えたうえ『国家論全六巻』（初版）の中で、形式上もっとも問題とすべき「第八章」を掲載させて戴くことにした。ご承知のとおり『国家論』には故平野隆文東大文学博士が「底本には、初版の *Les six livres de la République de J. Bodin Angevin*, A Paris, 1576 を使用」された抄訳を『フランス・ルネサンス文学集 1』（白水社、2015年）に提出されており、そこにも「第一の書 第八章 主権について」の一部があるので、「第八章」を繰り返し訳出する必要はない、とお叱りを受けてもしかたあるまい。ところがわたし（高橋）が用いた初版の「第八章」の副題が異なっているのにお気がつかれたろう

か。確かに副題に「主権について」と綴られている章は初版に存在するのだが、わたしが参照したBNFの電子コピー版では「第九章」がそれに当たるのだ。伊訳・独訳などを参照しても、以下にご覧戴く「第八章」は1577版からは削除されている、という但し書きが多い。もちろん故スクリーチ教授の学術的功績の第一に、同版同冊でも異文が存在することがある、との発見があるから、故平野東大文学博士が用いた初版本がきわめて稀覯本であった可能性も棄てきれない。しかしここでは多数の研究者が参照したであろう、普通の初版本の「第八章」をお目につけたいと思い、ページを戴いた。余談だが故平野東大文学博士の「第八章」の二行目から三行目にかけて、「クリアン *χρητιαν*」または「クリオン *χρητιον*」という発音表記が続けて登場する。わたし（高橋）は勉強嫌いで遊び惚けながら何とか三流大学を卒業し、ギリシア文字も読み方もまったくの我流なので（構文などになるとお手上げだ）最近の説を知らないだけだろうが、首を突っ込んでみたその昔、*υ*は「ウ」ではなく「ユ」と発音していたような気がする。「フランス・ルネサンス文学集」の監訳者の先生方を前に故平野隆文東大文学博士がこんなことで間違う筈はなかりうし、もし間違いだったとしても監訳者の先生方が見落とす筈はなかりう。語学研究も進んだということだろう。「キュロパエディア」が「クロパエディア」になるのはいささか寂しいが。「ちなみに」が続くが、ギリシア語の綴り字記号がないのは国語改革のせい、ワープロで打ち出せなかったせい（わたしのワープロでは打ち出したくても、記号がない）も気にかかる。〔以上余談〕

* * *

以下の考察は前出の考察に依拠しており、この問題に触れた法曹家も政

治家もないので、これは蔑ろにされるべきではない。にもかかわらず朋友とにせよ敵対者とにせよ、中立のひとつとにせよ、あるいは臣民とさえにせよ、相互に交わす契約を確固たるものにするほど、君主や貴族を苦しめるものはあらゆる国事のなかに存在しない。ある者は素朴に相互の信頼を確信する。またある者は人質を要求する。少なからぬ者はさらにいくつかの要塞を欲しが。もっとも安全な保証として敗者を武装解除させなければ満足しない者もいるが、いちばん強いと思われてきたのは婚姻関係と血縁に裏打ちされた同盟が追認した保証である。朋友と敵対者、勝者と敗者、勢力において互角の者たちともっともか弱い者たち、君主と臣民とのあいだに相違があるのと同様、契約も多様であり、保証もさまざまである。しかし次の格率は普遍的であり、疑念の余地ないものとしてとどまる。すなわち、あらゆる種類の契約において、その契約にもられた条項や条件が当事者に受け入れやすく、表立っている事件のテーマにふさわしいものであるより大きな保証はない、という格率である。そして元老院の中央で以下の言葉を口にした、かの執政官の見解ほど真実なものは決してなかった。「如何ナル民モ不満ナ条件ノモトデコレ以上長キニワタツテ耐エラレマイ」〔元老院でのプランティウスの発言。リウィウス「第八卷」〔手許の現代版（二十世紀のループ版はもちろん、十九世紀のニザール版もふくめて）にあっても、『建国以来のローマ史』「第八卷」の中に、この文言に該当する文章は見つけられなかった。訳者の見落としである可能性は高いが、ボダンの用いた版との相違に係る可能性も否定出来ない。もし出版の可能性が出るようになったらもう少し調査を進める心算であるが、現段階では欄外註の逐語訳のままとする。以下の欄外註においても同様である。ご海容を願う次第である〕〕。同盟を離れ、ローマ人に敗れたプリウエルヌムの住民について語られている。ある者が彼らの使節にどんな罰がふさわしいか尋ねたのだ。使節は「自由に生きてしかるべき者たちへの罰です」と言った。すると執政官はこれに応じて「もしお

前たちが許されたなら、講和を保証できるかね」。使節は答えて言った「モシアナタ方が善イ条件ノモトデノシカルベキ講和ヲ下サルナラ、確固タル永続的ナ平和ヲサシアゲマシヨウ。モシ不当ナモノデアルナラ永続的ナモノトハナラナイデシヨウ」。若い元老院議員たちはこの返答をあまりに傲岸で挑発的であると思ったが、もっとも賢明なひとびとはこの民族はただ自由のためにだけ戦ったのであり、ローマ市民の権利に値し、さもなければ彼らはけっして良い臣民にも忠実な朋友にもならないだろう、と言った。この見解にしたがい元老院が下した判決は民衆が認可した特権へと移行した。にもかかわらず彼らは、同盟したラテン人のその他の都市と同様、ともにローマ人に抵抗して陰謀をたくらみ、ローマ人の意のままに降伏したのだったが、古代ローマ人が隷従させたい民族を打ち破ったあとに取った担保は、前もって彼らのあらゆる要塞を奪取し、駐屯軍を入れ、人質を取り、敗者の軍備を完璧に無化することであった〔リウィウス「第八巻」。ろーまノ古イ慣習デ、ソノヒトノモトデヒトビトガ和平ヲ享受スル、敬虔ナ指揮官ニヨリヨリモムシロ、同盟ニヨツテデモ、平等ナ律法ニヨツテデモナク、ソノ古イ慣習ニヨツテ、友好ガ結バレタノデアッタ。アルトキハ謂ワバ神的ニシテ人間的ナアラユルモノヲ普及スルコト、攻囲ガ受ケ入レラレタキ武器ヲ取り上ゲルコト、都市ヲ保護スルコトガ命ゼラレテイタ〔出典は未特定〕。なぜならいつも自由に生きて来た民族を隷属状態におけるなどとは決して考えてはならないからだし、国王ルイ十二世が、危険なおりには自らの庇護下に入り、危険が去ると反逆して敵と通じたジュネーヴ人にしたように、その自由を半ばでも切り取ることが出来るとは考えてはならないからだ。国王は自らその場に赴き、彼らを攻囲し、力攻めで降伏させた。それから二十万ドゥカート¹の罰金刑を課し、ランタン小屋に駐屯兵を入れた。しかしながら貨幣の徴を取り上げたのを除いて、彼らが自分たちの身分会を統治するのを放任した。これが隷属と自由を半ばで中途半端にすることだった。彼らを

良い臣民にするか、庇護下からすっかり切り離してまったくの自由な状態に放置するか、どちらかを探る方がはるかに適切であった。これをしたのがルイ十一世で、ジュネーヴ人たちが王に身柄をあずけにゆくと、王は彼らに「お前たちは悪魔にでも呉れてやる」と答え、貢納金も受け取ろうとしなかったし、かくも不実な同盟軍を庇護しようとしなかった。彼らはそれ以前にも反逆していたし、国王シャルル六世が彼らをヴェネツィア兵から守るために庇護下においたとき以降もそうだった。しかし国王フランソワ〔一世〕はさらにひどい過ちを犯したように思える。それというのもこの王は、パヴィアの会戦の折りのように最初のを逃さずに反逆するだろうとよく知らしめるために、彼らが庇護から解放されたので差し出した二十万エキュを窮状にあるのに拒んだのである。そののち彼らはランタン小屋に留まっていたわずかな駐屯兵を追い出し、小屋をすっかり破壊してしまったのであった。この者たちを隷従させ、自分たちの国に向けられた讃嘆の思いを彼らから取り除くべきであったか、もしくは彼らをまったき自由の身に戻すべきであった。なぜならそれだけの値打ちのある中庸など存在しないからである。「信義を破り、協定に違反し、主権を有する庇護者を変えることである」と言う者がいるであろう。わたしの考えでは、庇護者にはいつでも味方が不誠実なら自分が領主となることが許されている。皇帝アウグストゥスは自由を濫用した民衆を臣民にした、と書かれている〔あうぐすとす帝ノモトデノ平穩〕。これが、国王シャルル九世がスペイン人のトゥール、メッツ、ヴァルダンとの内密の陰謀と作戦を発見した折、いささか彼らの勢力を削減せざるをえなかった理由である。なぜならあらゆる庇護協定には、庇護下にある者は自分たちの身分と主権を保持しうるといふ、殊更の条項があるが、庇護者がこれらの外様の要塞を維持するかどうかについては確実この上ないとはしないからである。それというのもコンスタンツ、ユトレヒト、オーストリアのウィーン、その他少な

からぬ数の都市がかつて庇護下におかれていたが、現在では他の都市にま
して隷従しているからである。ハンガリー国王も同じ運命をたどった。な
ぜなら国王ヨハンの歿後、全国身分会はトルコに使節を派遣し、フェル
ディナントがオーストリア家と代々のハンガリー国王とのあいだに交わさ
れた協定のために、王国が自分に帰属していると主張する通り、その領主
となるのを懸念して、幼い国王と王国の庇護を求めた。しかしその協定に
確たる根拠はいささかもなかったのだが、それは王国が選定制であり、国
王は民衆の権力を除去することをその同意なくしては出来なかったため
である。もしオーストリア家はその君主のひとりを選定されるように推薦し
ていたら、難なくオーストリア家は手に入れていたろう。しかし身分会は
選出権を失うよりも、国王にコルヴィン・マーチュエシュ〔マーチュエシュ
一世〕を選出する方を好み、どれほど新国王と全国身分会がかつての協定
を追認しようとしても、それが維持されることはなかった。なぜならそれ
は権利と理性に反し、力尽くで定められたように思えたからである。これ
が彼らがトルコの庇護下に身をおく方を好んだ理由であるが〔ハンガリー
王国は庇護と言う名目のもとで臣民となる〕、何はともあれ幾分かの資格を持
っているフェルディナントなら勝利をおさめるだろうと悟ったトルコが、時
を経ずしてその領主となった。しかしフェルディナントは、皇帝は貢納金
と呼び、トルコの方では年貢と呼び、皇帝が自分の家来だと自慢している
大した金額を毎年支払うことで、トルコと合意しないわけにはいかなか
った。しかし貢納金受領者と家来の差は著しいものである。なぜなら年貢は
臣民によって支払われ、もしくは自由を満喫したい者が自分を拘束する者
に年貢を支払い、そうせざるを得ないものであるからだ。貢納金は庇護下
にある者、あるいは和議を結ぶため、貢納金受領者が敵と結託するのを防
ぐため、もしくは望むときに援助や救援をうるための同盟協定で対等の者
の、たとえばフランス国王と連合派の領主たちのあいだにおける、軍備に

よるでもなく強制によるでもない自由で率直な意志によってなされた対等な同盟協定のように、その自由意志によるものであるからだ。このとき国王は貢納金三千リーヴルを、二千リーヴルは講和のため、千リーヴルは同盟のために各州に約束している。他方でフランス国王は協定の三年前どんな君主も今までなしえなかったような大勝利を連合派に対しておさめている。そしてわたしたちがどれほど、真の庇護とはいかなる報酬もなく無償で他方を擁護するものであると述べたとしても、協定や庇護の保証として、庇護下に身をおく者から貢納金を受け取るのが慣習であるから、義務を負う庇護者がただ単に宣誓によるばかりでなく貢納金を受け取ることで、自分の外様が困窮したときすぐさま救援に駆けつけられる用意をするようになる。実際のところ昔のひとたちはこのようにはしていなかった。しかしひとびとが天秤の片方に利益を、片方に名誉をおいて均衡を保つようになったものだから、庇護を金銭の価格で取引するようになってしまったのだ。これがわたしたちのマルセイユのサルウィアヌスが、貧しい者は権力者の庇護のもとに身をおいて、守ってもらうために全財産を与える、と言っては嘆いている理由である。ルッカやパルマやシエナ、その他の少なからぬひとたちが庇護のために巨額の貢納金を支払っていることはかなり知られている。そして往々にして貢納金は敵からの保証のためというよりは、庇護者自身のために支払われているのである。パヴィアの会戦の日以降、イタリアのすべての僭主はスペイン人たちに風向きを向け、侵略から身を購うため彼らの庇護下に身をおき、なかでもルッカ人は皇帝カール五世に一万ドゥカートを支払い、シエナ人は一万五千ドゥカートを、フェッラーラ公爵は五万ドゥカートを返却無用の借入金の名目でナポリの副王に支払った。しかし庇護を引き受け、貢納金を獲得し、外様を困窮状態に放置するというのはまさしくはなはだ奇妙なことだ。十二年前から、ライフランドの住民はモスクワ王国の大公から身を守るためにポーランド

とスウェーデンの各国王の庇護下に身をおいた。国王たちはモスクワ王国と合意に達し、外様たちは敵の意のままに晒されることとなった。しかしもし主権者として庇護下にいる者が、封臣にして臣民として隷属状態にありながら、庇護者に救援を要請したら、仮に誰かがその人物の名誉と身柄を攻撃しようとしたとすると、その人物を等しくうまく守れない二重の契機が出現する。一五六三年三月、ローマの異端裁判所が六か月以内にローマに、違反をしたらすべての財産、地位、領地の没収の罰を受けるものとして、代理人ではなく本人が出頭するよう召喚状をナバラ王妃に対して発したことがあった。国王シャルル九世は王妃が血縁関係にあること、彼女がフランス王家の王女であり寡婦であり姻戚関係にあること、女性の封臣で臣民であること、ヘンリー八世とスペインのカタリナの離婚の事実について教皇クレメンス七世がヘンリーから聴取するためにふたりの枢機卿をイングランドに派遣したことを考慮しても、教皇との協定により、また公会議によりどのような事態が起ころうとも王国の外に引きずり出されなどされえないことを告げて、庇護を請け負った。そしてかかる王妃に対してなされた召喚状と脅迫が、彼女の名誉と身分を傷つけるものだけに、フランス国王はその使節をつうじて隣国の友好国や同盟国の君主に警告し、教皇特使に、ルイ・ル・ジュヌが同様の事例で、ヴェルマンドワ伯を異端として告発させ、あまつさえ教皇に自分からもその使節からも要請した判決を撤回するように懇願したシャンパーニュ伯チボーにおこなったように、その主人はもし自分がかかる企ての原因である者を罰しても悪しく思われないう、さもなければ同様のケースで辿った方策を用いても、奇妙には思われまいだろうから、と言った。しかし往々にして庇護下に受け入れられた者が、危険が過ぎ去ると、庇護者に戦争を仕掛けることが起こるものだ。わたしたちにはその例示がたくさんあるし、それほど昔に遡らなくともわたしたちの記憶に新しいところでは、少なからぬドイツ諸侯が

自分たちが包囲されている虜囚と隷属から解放されるために、国王アンリ二世の胸に飛び込んできたものだ。国王アンリは彼らを庇護下におき、貢納金を受け取る代わりに五十万リーヴルを前貸しし、帝国の自由のためにご自身の出費と費用で六万人の兵からなる一大軍隊を結成した。そして諸侯が納得した三十三箇状の庇護条約によって、帝国都市を奪取すること、主要な諸侯たちの頭目は国王の庇護のもとを去らないことが締結された。彼らは「フランソワよ、皇帝が追放されるやいなや、帝国はフランス兵によって昔日の輝きに立ち戻るのだ」と語りかけ、さらに庇護者に向かって武器をとったのである。そして一五六五年に開かれた帝国会議の休憩を受け、フランスに使節を派遣し、フランスの庇護下にある三帝国都市、すなわちトゥールとヴェルダン、メッツを要求することが決定された。ヴェルダンは百六十年前からずっと、わずか三百リーヴルの貢納金でフランスの庇護下にあったというののである。かくして帝国令はまったく効果をあげなかった。そして国王さえも一五五九年十二月一日の書簡により、とある貢納金受領者を通じて、帝国身分会が、国王が帝国に宣誓のうえ臣従礼をしている上述の都市を保持しようと欲しているのは結構なことであると認めるであろうと知らされた。その点で彼らは国王がそれらの都市を保持しておらず、はなはだ立派で正しい理由に基づいていると理解させようとしたのである。庇護者が、常に弱者の立場である庇護下においている者から攻撃されることなどあってはならず、庇護下に身をおいたひとびとは庇護者よりもいっそう確信が持てるものに関心を寄せるのであって、第一の確信とは協定に添えられた、条理にのっとった条件に基づき、第二の確信は外様が主権者にとどまることを証するために庇護者が外様に渡すべき庇護状である。こうしたことは新たな君主の到来にあたっても君主制国家ではおこなわれなければならない。なぜなら継承は庇護にまで縛られないからである。メッツの住民がアンリ二世の崩御ののち自分たちに庇護状を受け

て呉れるよう要求したが、彼らがおこなったのは現在よりもよりよく庇護されることを保証されるためではなく、自分たちが隷属状態にあるのではないことを知らしめるためであった。友好関係や同盟を更改することは、君主間でなされるあらゆる協定であたりまえのことだが、さもなければそうした関係は継続性がなくなってしまうからである。このようにマケドニア国王ペルセウスは父君の歿後、父との友好関係を更新すべく、使節をローマの元老院に派遣して、元老院から国王と呼ばれようとした [Tite-Live, Liv. XL [出典特定できず。以下、特定しえた場合のみ註記するものとする。この稿が万が一にも書物として刊行されるような折りがあって、それまでに未詳部分が少なくなればそれに越したことはないのだが]]。そしてともに協定を結ぶ段になるとローマ人は父君となされた条件を強調したが、ペルセウスは父となされた協定は自分には無縁であり [Tite-Live, Liv. XLI]、もしローマ人が新たな同盟を締結したいのであれば、まずさまざまな条件について同意する必要がある、と答えさせた。おなじくイングランド王ヘンリー七世はサフォーク公フィリップスの手から、彼を殺さないという条件で、大公位を受け取ったが。その子息ヘンリー八世はその首を刎ねさせ、父との間に交わされた協定には少しも拘束されないと言った。しかしながらこのあとでわたしたちは王位を継承した君主には、臣民とであれ異国人とであれ、どのような義務があるか述べることにしよう。けれどもほかのどんな協定よりも庇護は外様にとって危険であるだけに、保証がないために庇護が領主権によって変化することは頻繁に見受けられるからである。まさしくより安心だと考えて雌羊の番を狼にさせるようなものなのである。かくして死ぬことがない貴族制国家においても、民衆制国家においてさえも、庇護は一定期間に限定される必要がある。ジュネーヴ人がベルン人の庇護下に身をおくことになって庇護が三十年以上継続することを少しも望まなかった理由である。この期間は一五五八年、ジュネーヴ人がベルン人と平等同

盟を締結したとき終息したが、この協定は大きな困難なしとはしなかった。幾人かの市民の策謀で彼らが庇護者との隷属関係、臣従関係におかれるという一点は除かれたが、これらの市民たちは処刑された。もしベルン人がジュネーヴ内部に駐屯部隊を保持していたら、ジュネーヴの領主たちは自分たちの身分会を持つことが出来なかったであろうことに疑念の余地はない。ワルド地方のひとびとも同じ危険に見舞われた。なぜなら一五五九年、もしフランス国王が彼らを禁止しようとしなかったなら、ヴァロワ朝の王たちが庇護の名目で彼らを隷従させようと望んでいたからである。ここに庇護の最大の危険がある。それはもし可能ならば、庇護者が要塞を差し押さえられないこと、外様たちの都市に駐屯部隊を入れないことである。これは一五五九年にイングランドとのあいだに庇護協定を交わしたスコットランド人がたいへん賢明に取り決めたことであった。彼らの庇護を請け負ったイングランド女王は六か月ごとに交代する人質を差し出し、スコットランド人の同意がなければスコットランド内に要塞を建築しないようにする、と伝わっている。この点でアテナイ人は失敗を犯し、アンティパテルを庇護し、続いてカッサンドラを、そしてプトレマイオスを、最終的に攻囲者デメトリオスを庇護した。彼らは庇護者が自分たちの勢力内に要塞を建造するのを我慢したが、間もなく、その者たちは主権を有する領主となってしまった。これはデモステネスが重々予見していたところで、「アンティパテルは温和で愛想がよい」と言われると「われわれはそれが何者であろうと温和なために主人を望むのではない」と答えた。彼はアンティパテルが殺させた最初の人物となった。しかしアテナイ人はその同盟者にしてきたように扱われた。なぜならペルシャ人を追放したあとギリシアの全都市は、自分たちの身分会と自由を守り擁護するために平等同盟を締結した。その場に各都市がその格別な代表を派遣した。アテナイ人のためには「廉直な人」と渾名されるアリストイデスを派遣して同盟

を宣誓させ、アステイデスはその通りに行動するだろうと思った。荘厳な供犠が終わったあと、彼は海中に真っ赤に焼けた鉄の塊を投げ、天と地を引き合いに出し、自分たちのあらゆる神に祈念してその宣誓を欠かす者は火が水に消えるようにただちに消滅するように祈った。それぞれの都市はその状態、管轄、主権のうちにとどまるよう決議された。にもかかわらず、全同盟都市から毎年徴収されるはずの金銭はアテナイ人の宝庫に収められ、同盟都市の一致した合意のもと構想されたとおりに用いられることとなり、それ以後各都市が分担金を支払わされたが、しかしアテナイ人は巨額の金銭が自らのもとにあるのを見て、その都市や港湾、要塞化しうる通路を強化し、少なからぬ船舶、頑丈な武装ガレー船の備えをした。そして自分たちが最強であると分かると、彼らは平等同盟を庇護協定に、庇護協定を隷属協定に変えてしまったので、クセノフォンで読み取れるように [lib.de Repub.Athioniens. [Xenophon, *de la Republique des Atheniens*, in *Les Oeuvres de Xenophon, Docte Philosophe et Valeureux Capitaine Atheniens*, Nouvellement Traduites en François recueillies toutes en un volume, Yverdon, MDCXIX, mihi., p.1057 et suiv.: 訳者には原註の Athioniens を十全に同定できなかったので, Atheniensis の異綴もしくは誤記ではないかと考えた]]、同盟軍のすべての都市の控訴はアテナイに上訴されることとなり、あらゆる負担とタイユ税はアテナイ人によって課せられ、アテナイ人の方ではすべての税金から解放されてしまった。こうしたことはアテナイ人が自分たちの臣民を同盟軍を犠牲にして戦争に慣れさせただけに生じたことであって、ちょうどラケダエモン人が自分のあらゆる同盟都市に対しておこなったことと同じだった。彼らの同盟都市の大多数、殆どすべてのひとびとが職人となったが、逆にラケダエモンではリュクルゴスの禁令を受けて、職人となったスパルタ人はただのひとりもいなかった。その結果スパルタの都市は遥かに強力になり、その他の同盟都市を殆ど隷従状態においた。これはプルタルコスに書いてあることであ

る。わたしたちはラテン民族がローマ人と平等同盟を取り決めたあと、殆ど同じ困難に陥ったことを知っている。ローマ人が自分たちに、あたかも彼らの臣民であるかのように、指揮権を振るっていたため、彼らはローマ人に対して武器を取ったのだった。このことを嘆いてラテン民族の指導者セティヌスは次のように言ったものだった。「平等同盟ノ影ノモトワレワレハ隷従ヲ耐エ忍ンデイル」。彼は言った。「わたしたちは平等同盟の陰でローマ人の奴隷となっている」と。少し後で、「開催セラレタ^らてん民族ノ身分会ト、発セラレタ明確ナ決議ハ、兵士タチガ、自分タチヲ援助スルタメニ行動スルコトヲ求メル^ろ一ま人ノモトヲ去ルヨウニ命ジテイル〔ト言ツタ〕。^らてん人ハ他人ノ覇権ノタメヨリモムシロ自分自身ノ自由ノタメニ武器ヲ取ルデアロウ」。わたしたちはまた、アカイア人の総指揮官リュコルタスが、アカイア人たちがローマ人とのあいだで平等同盟を締結したあとで、執政官のアピウスに向かって同じ嘆きを漏らしているのを読むことができる [Tite-Live, Liv. 33]。「^ろ一ま人ガ^あか^いあ^人ト結ンダ同盟ハ外見ハ確カニ平等デアル。シカルニ現実ハ、自由ハ危ウク、支配権ハ^ろ一ま人ニアル」。同じ原因でサムニウム人たちはローマ人たちとの同盟を断念し、彼らに戦争を挑んだ。さらに同様の切っ掛けで平等同盟でローマ人の同盟都市であったイタリアの諸都市は同盟に反逆したが、それはローマ人が無数の兵と金銭からなる救援隊を抜き出し、彼らのすべての戦争にひとりのローマ人に対して [ポリュビオス「歴史」第六巻、前掲『歴史』「第二巻」所収、京都大学学術出版会：^ろ一まノ軍制ト家庭、規律。Tite-Live, Liv. 36] イタリアの都市からふたりの同盟人を率い、こうした方策でかつてなかったほどの大帝國を征服し、他方で連合國側はローマ人が気に入ったものを奪った後になって、ある程度の略奪を除いて、征服から何も持ち出せなかったからだった。これがイタリア同盟市戦争のゆいいつの原因であり、これは同盟軍がローマ市民の権利をもつにいたるまで終結しなかつ

た。にもかかわらずローマ人がどのような平等同盟をおこなおうと、ローマ人はつねに強者の側であり、自分たちの同盟人を臣民であるかのように掌握していた。ラケダエモン人の身分についての意見の相違にあって執政官のアピウスがアカイア人の総指揮官に向かって用いた傲岸不遜で驕り高ぶった返答を見ることができる。「ろーまノ意向ニヨツテ、許サレタ行動デアリ、ろーまの歡心ヲ買ウモノデアルカギリ、今後ハイヤイヤ強制サレテ行ッテハナラナイ」。そしてアイトリア人（ローマ人たちは彼らがすっかり自分たちの意のままになるまで講和を受け入れることを望まなかった）となされた協定には、次の言葉がある。「ろーま人ノ国ト權威ヲあいつりあ人ノ者ハ良カラヌ奸計ナシニ守ルコトヲ命ズル。ろーま人ノ敵ヲ、同ジク敵トシ、彼ラニ武器ヲ取ルコトヲ命ズル。ソシテ同様ニ戦ウコトヲ命ズル。執政官令第四十条ニヨル人質ト五百たれんとヲ担保トシテ供出スルコトヲ命ズル」。ローマ人は彼らに国の統治をまかせたが、彼らは非常によく講和協定を守ったので、彼らはほとんど臣民と変わりなかった。ローマ人は男たちと金銭をむしりとり、人質の代わりにもっとも権勢のある人物たちを受け入れた。わたしはこの「ローマ人ノ權威ヲ守レ」という言葉がローマ人とアイトリア人の貴族のあいだに交わされた協定が不平等で、アイトリア人たちは相手方の威厳をもてはやして尊重したと述べた。ローマ人がアイトリア人に行政権をあたえたとしても、彼らがマケドニア王から解放した全ギリシアでおこなったように、彼らの地位、彼らの主権は彼らのもとに留まる。彼らがマケドニア王ペルセウスを敗北させ虜囚としたのち、彼らは全民族を解放し、彼らから租税の負担を半分まで減らし、民族に彼らの帰属を管轄することを許可し、そして自分たちの安心のため、彼らは死罪をかけて、あらゆる総督、士官、代官、国王の小姓から召使にいたるまで、マケドニアの国を明け渡し、イタリアに渡るように命令したのだった。「王侯ニ腰ヲ低クシテ仕エルノヲ常トシテキタ人々

ハ、ソレ以外ノ人々ニハ高飛車ニ命令スルノガ常デアッタ」〔Tite-Live, Liv. 45〕。これだけに満足せず、彼らはマケドニアを四つの属州に分割し、そのひとつの州の住民が他の州と連絡をとることも、取引も商売も、婚姻関係を結ぶことも禁じ、おまけに国王に支払っていた費用の半額を毎年ローマの国庫に運ぶようにさせた。かくすればマケドニアの民衆は勝者の律法を受け入れ、従属者となるだろう。「これは隷属状態にあり、虐げられているあらゆる民族を、ローマ人との友好関係に誘惑し、僭主を震え上がらせ、少なくとも、ローマ人の勝利のもとにもたらされる平和が民衆の自由であり、僭主の破滅であることを知って、国王や主権を有する君主をして、自分たちの臣民を正しく統治させるようにさせるための狡猾な手段である」。こうしたことをおこないながら彼らは人間がこの世で有しうる名誉の最高の位、すなわち正義たることと賢明なることを入手していたのである。それゆえこれは、臣民が他の者の庇護下に身をおいた場合、もし領主がその臣民から忠誠宣誓と臣従礼を保てず、もしくは庇護者の貴族から何らかの財産を得なければ、領主がその臣民から受ける、また臣民を受け入れた者から受ける二重の屈辱なのである。一五五六年にメッツの司教が帝国の庇護下に身をおき、庇護状を、また自分のため、および自分の配下のためにメッツの国から受けているものを獲得しただけに、フランス国王の代理官が、それがなければ帝国に救いを求められない庇護状の公開を妨げ、その君主に負っている服従とメッツの主権、自らの国王への訴訟に疑念を呈した。しかしながら複数の君主が躊躇することなくそれらを要求しているひとびとみなを受け入れ、もし庇護が正しくなかったら、のちに多くの難事を引き起こすところだった。概して争いごとを好むひとりの君主もしくは民族と結ばれた同盟協定は、従属義務が成立したあとでその同盟者の救援のために常に武器をとったり、同じような運命を辿ったりするのである。ローマ人の同盟国が協定の形式をとって、救援のために人材や

資金を供給することを義務付けられていたのがその例であり、征服の利益や名誉はローマ人に帰するのだった。もし勝者が敗者に律法を授けるのに過ぎないのであれば、^{こんにち}今日ではこのような協定はもう取り交わされていない。これが少なからぬ者が君主は中立に立ち、他人の戦争に首を突っ込まないのが適切であると考えている理由である。そして誰もがいだきうる主要な理由とは、損失と損害は共同であるということ、勝利の果実は紛争を支持する者に帰すということ、加えて挑発されてもいないのに君主たちの敵であると公言しなければいけないことなどであるが、中立な立場にとどまる者は往々にして敵を宥める手段を発見するであろうし、両者の友好国になって、双方から感謝と名誉を受けるであろうということである、しかしもしすべての君主がそれぞれに敵対する同盟国となったら、誰が講和の調停者となるのだろうか。さらにその隣国同士が滅ぼしあうのを傍観するより以上に、自国をその偉大さのうちに維持する最善の方法はないように思える。なぜなら君主の偉大さとは、うまい言い方を借りれば、その隣国の滅亡か、さもなければ減衰以外のなにもものでもないからである。その勢力とは他国の弱点にほかならない。これが何故、フラミニウスがアイトリア人の都市を滅亡させようと欲して執政官のアッティリウスに、アイトリア人を弱体化するには、マケドニア王の小ピリッポスが強大化するのを妨げる以上の良案はないと語ったかである。以上が中立を擁護するひとたちの役に立ついくつかの理由である。しかし逆の立場にもっと含蓄のある理由があるように思われる。第一に同一の国家においても、いく人かの君主間においても、国については最強であるか、最強のひとつである必要があることは確実である。この規則は多くの例外を許さない。さもなければローマの使節がアカイア人に対して返答したように、勝者の裁量にゆだねられて常に餌食となることだろう。このローマの使節にアジア王のアンティオコスが自分とローマ人の間ではアカイア人は中立であったと質問し

た時に [Tite-Live, Liv. 35]、必然的に敵か味方かの立場に立たねばならないように思える、と答えたのであった。事実、フランス国王ルイ十一世の例をわたしたちは知っている。国王が中立であった限りではあらゆる方面から攻めたてられた。しかし一度びスイス人とシュトラスブルクの町をいっそう緊密に連携させ、彼らの連合に加わるや否や、フィリップ・ド・コミーヌが述べているように、彼をあえて攻撃しようとする敵はいなくなったのである。なぜなら古代のサムニウム人の士官が語ったように、中立の道は「友ヲ得ルコトモナク、敵ヲ取り除クコトモナイ」[Tite-Live, Liv.9]。そして同じ結論はアイトリア人の身分会で総大将のアリステヌスによってとられた。彼はこう言ったのである。「ろーま人ヲ味方トシテモツコトヲ望ムカ、敵トシテカ、真ン中ノ道ハナイ」と。わたしたちはすべての史書の中に無数の例を見出す。アラゴンのフェルディナントはナバラ王国をピエール・ダルブレから奪う最良の策を見つけないことが出来ずに、ナバラ王に、もしもの時には王位を奪われるかもしれないので。自分とフランス王のあいだで中立の道に立つように説得した。ジャブの住民は全ヘブライ民族がベンヤミンの血族とおこなっている戦争にまったく巻き込まれたくないので、中立の立場をとったあげく、村は廃墟となり、皆殺しの憂き目にあった。またテーバイ人はクセルクセス王がギリシアに侵攻したとき [ポリュビオス「歴史」第四卷] 中立であったためにはなほ大きな危険に陥った。それほど遑らなくともフィレンツェ人は、フランス王家との同盟を棄てて、フランス王家に対抗する教皇、皇帝、イングランド王、スペイン王の同盟に入りたくなくて、すぐさま中立の果実の味を味わおうとした。ある者が言っているように、彼らはフランスに対抗して同盟に加わるべきではなかった。確かに彼らがそのように振舞ったように、もしもの場合もまたフランスを棄てるべきではなかった。なぜならただ単に同盟軍が破碎されたばかりではなく、ローマ人のある使節が「モシ汝ガワタシノ

味方ヲ敵トシテ遇スルナラ、ワタシハ汝ヲ敵ト結ビツケル」と述べたように、火急の折りに同盟国を放置するとしたとすると、そのときに、協定によって彼らに救援をしなければならぬなら、中立は成立しなくなるからだ。しかしながら中立は他の君主との合意で認められている可能性はある、と誰かが言うかも知れない。これは勝者に対してなんの恐れも抱く必要のない、身を守るにもっとも確実な方法のように思える。「事実、ロレーヌ公国とブルゴーニュ、サヴォイアの国は、それらが中立同盟を組んでいる間は相変わらず維持され続けた。しかしサヴォイア公がスペインの側に向くと、彼はフランス人によってその国から追放されてしまった」。しかしまたどちらの国の友好国でもなく中立である場合と、両方の国の同盟国であって中立である場合とは大きな違いがある。後者のケースは、それが一方の、もしくは他方の敵である場合よりも、はるかに安全である。なぜならその国は勝者の侵略を免れるからである。敵同士であれば協定があるなら、その国は両者から侵攻される。そしてもしわたしが述べたように中立が望まなければ、さらにいっそう勢力と威厳で他を圧する君主の人格において、裁判官なり裁定者なりの名誉を受けるために、推奨さるべきである。ちょうど共通の友人、主として他者を偉大さにおいて凌いでいるひとたちによって君主間の紛争が解決されることが日ごろあるようなものである。かつて、自分たちの位階を保ち、キリスト教君主の仲を取り持つすべを知っていた少なからぬ教皇が、自分の人柄の名誉や慈しみ深さ、揺るぎなさを示し、どちらか片方の肩を持った教皇がそのあとに他の君主たちの破滅をもたらしてきた。教皇アレクサンドル六世の出身地のスペインでは、教皇がフランス国王ルイ十二世と同盟を組んだことをひどく奇異に思った。スペイン人が勝利すると、教皇はフランス大使に、自分は中立で、両国に共通する父でいたいと回答させた。しかし炎を燃え上がらせてしまったあとでは時すでに遅しであった。同様のケースで、ナポリの副王

アルバ公は聖ピエトロの領地へのナポリ王国の押収に触れた、皇帝に反対するローマ聖庁の代訴人の請願について知らされ、このフランス王家と同盟を結んでいたテアティノ教皇〔パウルス四世のこと。テアティノ修道会出身のため、ポダンはこう呼んでいる〕に、教皇はキリスト教君主みなの上に立つ高い立場にあるのであるから、中立を維持せねばならないと、書簡をしたためた。しかし停戦はすでに破られ、軍は戦闘態勢に入り、軍旗ははためいていた。結末は惨めなものだった。なぜなら教皇はそれ以降この同盟を放棄し、必要とされるときにフランスを見捨て、自分は中立にとどまるであろうというスペイン人とのあいだに交わされた協定によって縛られた。教皇テアティノの寵遇がフランスに向けられていた時以上に、かつてないほど君主の敵意はその敵に害をもたらした。教皇の寵遇がなければ彼らは、三十年間占領してきた領土を一日にして去るという、かくほどまでの窮状に追い込まれなかったであろう。さらに奇妙なのは、フランスから書簡をしたためて教皇の身分の偉大さと安全は中立であると示す点にあると警告した大使ルーイ・カノーサの意見に抗って、教皇クレメンス七世が君主たちのひとりに寵遇を与えた同じような誤りの記憶がまだ新たである。ただちに教皇は皇帝の虜囚となる憂き目を見、一風変わったやり方でローマの都は略奪された。教皇と枢機卿たちは勝者の裁量にまかせて身代金を支払わせられた。わたしは事件の当然の報いに入るつもりはないし、誰が寵遇からもっとも利益を得たかを知ることもしも問題ではない。そうではなくてただ、ゆいいつ名誉ある判事。もしくは裁判官となりうる者は決して片方の側に与してはならないということである。そのときにはその者の身は安全であろうし、いかなる危険に身を晒すこともないであろう。その身分が関わっているときはなおさらそうだ。そうした場合には勝利の偶然以外の保証がありうべきもないからである。両者の厚遇を勝ち得るために、公けにはその臣民が自分の同盟者の敵に援助も救援も送らない

よう禁じ、密かに救援が渡ることを許し、時として臣民を送り込むやり方もある。ティトゥス＝リウィウスが言うには、アイトリア人たちもそう振舞い「ソノ人々ハ公ケニハ指示シナイモノノ自分タチノ同盟者ニ敵対シテ戦ウコトヲ放置シテイル。ソシテ敵対スル軍隊双方ガアイトリアノ双方ノ地域ニ援軍ヲ抱エテイルコトモシバシバデアル」。かかる同盟者は敵よりも危険である。しかし君主の権力がこのような具合に増大し、そののち他の国に律法を授け、気の向くままにその国を侵略するのを黙認するのは、おそらくもっと危険であると言う者も出てくるだろう。それは確かにそうだ。中立である者が出来る限りその輩を妨げなければならないのはまさしくそうした場合である。なぜなら君主や国家の安全は、両者の勢力の等しいバランスに依存しているからだ。かくしてローマ人がペルセウス王に戦争をしかけたとき、ある者は国王の側に立ち、他の者はローマ人の味方をし、「第三ノ立場ハ」とティトゥス＝リウィウスは語っている。「最良デアリ、同ジク最モ聡明ナモノデアッテ、モシ、ヨリ優レタ支配者ノ平和ヲ享受スルコトガ許サレルナラ、王ノ下ニツクヨリモムシロ~~ろ~~一~~ま~~人ノ下ニツクコトヲ選ンデイタノデアッタガ、サラニモシ自由ニ意志決定ガデキルノデアレバ、ドチラノ側モタホウヲ屈服サセテソノ上ニ立ツコトガナイコトヲ望ンデイタ。ソウスレバ、力ノ弱イ都市ハ常ニ一方ノ都市ニヨッテ、モウ一方ノ不法カラ守ラレ、双方ノ総軍事力が均等トナッテ、双方ノ間デ諸都市ノ地位ガ最良トナルデアロウカラ」〔Tite-Live, XLII (?)〕。この点において、彼はもっとも賢明で、国の安全のためには出来る限り、両者の勢力が等しいことに勝るものはない、と評判を得た。にもかかわらずこうした判断に依って、ローマ人とマケドニア人が戦争をしたとき、ローマ人とマケドニア王の勢力に義務を負っているのに中立の立場に立った人たちは立派であった。なぜなら両者が対等であるよう願うことと一方に肩入れすることは多くの違いがあるからである。わたしたちが先に述べたように、

「もっとも弱者である君主には他の君主からそのように同意されている一方で、他の君主からは合意をうけていないのに、もっとも偉大な君主、もっとも勢力のある君主が中立である場合、賞讃に値する」。そしてこうしたことは、あらゆる君主や領主たちが共通する同盟国もしくは中立国によってしか意見の一致を見ない場合、彼らの共通する救済のために必要でさえある。だが中立である人たちは往々にして、火を消すよりも火をつけてしまうことがある。もし自分たちの国の維持が戦争に依拠し、なかならず戦争をはぐくんでいる場合、釈明の余地がある。こうしたことが露見するのは非常にあり難いが、ものごとが発覚したら、共通の敵に突撃すべく当事者同士が同意することになる。かつて隣国を不和状態に置き、常に濁った水の中で釣りをしていたヴェネツィア人に降りかかった事件がその一例である。国王ルイ十二世はそれに気づき、あらゆる君主と同盟を結び、そののちみなが一緒になってヴェネツィア人に対して同盟を組んだ。ヴェネツィア人はかかる急場に追い込まれ、フランス国王にミラノ公国の一部を構成しているクレマ、プレス、ベルガモ、クレモナ、ジュイアラードを、教皇にはフェント、リミニ、ラヴェンナ、チェルーチ、聖ピエトロ寺院の所領、帝国にはパドヴァ、ヴィンチェンチオ、ヴェローナを、皇帝にはフリウリの要塞、トレヴィーゾの要塞、オーストリア家の所領を、フェルディナントには代々のナポリ王によってヴェネツィアの貴族に保証として与えられていた港湾や要塞をそれぞれ引き渡し、そして帝国都市や、それまで一度も自分たちの手から離れたことがなかった陸地に保有しているあらゆる地帯のヴェネツィア人行政官を呼び戻すことになった。なぜなら教皇さえもなんらかの要地を獲得して満足げだったからだ。しかし聖マルコ聖堂の代訴人ドミニコ・トレヴィーゾは元老院がそうすることを妨げ、ヴェネツィア人の掌中に得たものは決してそこから出はしないと言った。したがって講和を調停するのは戦争を画策しようとする者より

も、中立である者がもっとも確かであり、そうすることで名誉を獲得し、自分の身分の確保と他の者たちの友誼を得るのである。アテナイ人たちが、両者ともに戦争に疲弊しながら双方から講和をあえて要求しえなかったロドス島人と攻囲者デメトリオスのあいだの和議を、両者の大いなる満足のうちに仲介した例がある。そのことでアテナイ人は自分たちの国のために大いなる名誉や利益をもたらしたのだ。中立である者が戦争状態にあるひとびとと同盟していて、同盟者たちから救援を引き出さなければならぬとき、これはいっそう必要である。「わたしたちの代々の国王が改革派スイス人とカトリック教スイス人のあいだで、またグラウビュンデン人とスイス人のあいだでいつもそうしてきたのが一例である。そして時として密かに戦争に熱中するひとびとが平和を願いながら、平和を要求するのを恥ずかしく思っている中立の立場にいる第三者を駆り立てる」。ちょうどフィレンツェ人が、雑踏から引き籠もる以上のことを求めているヴェネツィア人の助けがあれば、苦勞しながらもピサ人に打ち勝つことが出来そうなので、密かにフェッラーラ伯を動かして同意を取り付けたようなものである。「君主が手に入れることが出来る最高の名誉とは、すなわち古代にローマ人のあいだであったように、他人のあいだの和議の裁定者として選ばれることである」。それ以後この特権はキリスト教君主のあいだでは教皇に託されており、国王シャルル五世とナバラ国王カルロスとのあいだで一三六五年に交わされた協定や、「征服王」フェリーペとイングランド王リチャードのあいだで締結された協定のように、時として彼らの紛争すべての判事にして裁定者と命名されてきた。皇帝フリードリッヒ二世に対抗したインノケンティウス四世のように教皇が当事者でなければ〔であれば(?)〕、その時には皇帝が裁定者としてパリ高等法院を選んだ。それは当時重臣、君主たちの元老院であり、フランス評議会であった。同じく一五二八年、皇帝と対立していた、フランス国王ならびにイングラン

ド国王と同盟を締結していた教皇クレメンス七世は大使のロングヴェールの懇願でもし和議が締結されなければならないなら名誉は大使に帰せられると、協定に記させた。パウロ三世は同様のことをマルセイユとソワソンの協定においてフランス国王と皇帝のあいだで執り行った。講和と同盟の協定の保証においてもっとも肝要なことのひとつが、違反したケースでの判事にして裁定官として、あるもっとも偉大でもっとも勢力のある君主を任命することである。保証のごときものとしてそのひとに頼るためには、平等であるように廉直に戦争を拒んだり、講和を求めたりすることは許されない者たちのあいだで同意にこぎ着ける必要がある。しかしその他の君主がその場に来ないように、みな揃って同盟を組み、ひとりの権力がその野心の扉を開いてもっと弱い者たちを隷従させるのを防がなければならない。もしくは、ティトゥス＝リウィウスが告げていることだが、マケドニア王小フィリップスとアイトリア人たちと、アテナイ人、ロドス島人、エジプト王及びキオス島人とのあいだで取り交わされたように、勝利をえる前に講和を調停すべく彼らが同盟して使節を派遣するとしたら、より巧みに運ばれるだろう。そしてこのために国王フランソワ一世が囚われたのち、教皇、ヴェネツィア人、フィレンツェ人、フェッラーラ公その他のイタリアの僭主たちが、フランス国王の釈放をめぐり、その翼で殆ど全ヨーロッパを覆い隠したこの偉大な鷲の爪を危惧して、イングランド王と同盟を締結した。これらの者自身が、マリニャーノの会戦ののち、フランス国王に抗して同盟を組み、強力な君主を隣人に持つことがどれほど危険か、経験で学んでいたため、フランチェスコ・スフォルツァをミラノ公国に追い返した。強力な君主が義人で一徹であるとしてもその後継者が彼に似ているとは限らないからである。アマシア国王ミトリダテスがローマ帝国がその強大さによって天にまで届くほどであるのを見て、パルティア王、アルメニア王、エジプト王、正義のヴェールに隠れてヨーロッパの大部分を

侵害してきたローマ人たちに抵抗している、その他の複数のギリシアの貴族と同盟を締結したのは、この理由からだった。そして密かな陰謀によって四万五千人のローマ人を殺させた。しかしもはや、すでに不敗となっている勢力に抗って同盟を組む折りではなくなっていた。これが現在、もし強大な君主たちが自分たちのあいだで講和を協議するとなると、他の君主たちが競ってそこに集まって、自分の身分の安全のためと同じく強大な君主たちが平等な天秤に乗って、ひとりが高く聳え立ち他の君主たちを苦しめることがないようにするため、仲間に加えてもらおうとする理由である。ちょうど一五五九年、サン＝カンタンの協定がなされた折り、あらゆる身分、およびキリスト教君主たちがフランス国王の側、もしくはいとカトリック教の信仰篤い国王の側、もしくはふたり揃った側に含まれ、ふたりの国王が六か月以内に任命しようと思っているすべてのひとびとも含まれているようなものである。しかしこうしたことは彼らが格別に含まれていることを意味しており、同盟とか中立とかの名目のもとに一般的に含まれているわけではない。なぜなら、大使たちが協定の内容を知るためにどのように熱心に励もうとしても、国事というものが時として非常に内密に、非常に突然扱われるので、ひとつの同盟が結成されるや否や計画は露見されずにはおかないのを考えれば、もし特別な表現がなければ、しらばくれる恰好の機会を与えるからである。教皇と皇帝、帝国、フランス国王、アラゴンおよびナポリ王、カスティリヤ王、ロレーヌ公、フェッラーラ公、マントヴァ公がヴェネツィアの領主権に対抗して同盟を組んだ、一五〇八年十月に結ばれたカンブレ協定は、あっという間に締結されたので、ヴェネツィア人たちは、殆どこのようにした君主たちみなのもとに大使を送り込んでいるにもかかわらず、その風向きさえ感じなかったということが起こった。ヴェネツィア人がもしこうした同盟について警告されていたら、わずかに遅れて彼らが陥った避けがたい破滅から立ち直るゆいいつの

手段となる、教皇を思いとどまらせ、フランス人の敵とさせる策略を思いついたくらいだから、疑いもなく容易に妨げることが出来たであろう。同じような事態が改革派君主たちにも起こった。彼らに対して一五四四年九月に、フランス国王と皇帝とのあいだで結ばれたソワソン協定において、その第一条でこのふたりの君主は自分たちの兵力を合流させて、改革派君主が自分たちに向けてあらゆる準備が整っているのを見るまでは夢にも思わなかった。戦争を起こすという内容が籠められていた。皇帝が彼らに対し戦争をしかけるという大きな野望はなく、国王の方でもなおさらそうだったということを考慮すると、自分たちに降りかかってくる嵐を回避すべく備えるのは、改革派君主たちにとってたいそう容易だった。フランス国王は密かに彼らに好意を寄せていたくらいだったので、皇帝に何らかの救援をもたらしたり、少なくとも何らかの使節を派遣しながらも、彼らは協定で織り込み済みだったのだろう。それというのも両者は、当時国王と皇帝のあいだで中立を保っていた教皇しか敵と見做していなかったからだ。時としてまた同盟は非常に強力で、敵意は非常に大きく、それを妨げるのはたいへん困難であり、締結されたらさらにいっそう同盟を崩すのが難しくなることがある。国王フランソワ一世は、教皇、皇帝、イングランド王、ヴェネツィア人、ミラノ公、マントヴァ公、ジェノヴァ、フィレンツェ、ルッカ、シエナの各国家のあいだでなされた同盟を、みながみな自分の国を狙って連合しているのを白日のもとのように見て、ミラノ公爵領を去らなければ妨げることが出来ないのを知った〔1523年〕。講和や永続的友好条約を結んだひとつひとつ、自分と防衛的同盟を締結したひとつひとつが、その誓約を破り、戦端を開いたのだ。これはいささかも奇妙に思われなかった。なぜなら君主たちが相互に交わした同盟については、その誓言の少なからぬものは起草もされないし、受け取りもされず、それに加えて数多くの背信があるため彼らはまったく宣誓しないし、将軍リュサンドロス

のように〔ブルタルコス「リュサンドロス」、前掲『英雄伝3』所収、柳沼重剛訳、京都大学学術出版会〕欺こうともしないからだ。リュサンドロスは子供たちがお手玉遊びをするように貴族たちを誓約で騙したことを誇りにしていたが、神がそれにふさわしく彼の不誠実を罰したのだった。背信は無神論よりも唾棄すべきである。神を信じない無神論は神がいるとは思っていないから、神がいると信じながら神を馬鹿にして神との誓いを破る者よりも、神に対してそれほどの侮辱を加えないのである。したがって背信は常に不敬虔と、そして心の卑しさと結びついている、と言ってよい。なぜなら欺くために誓いを破る者は自分の敵しか信ぜず、明らかに神を愚弄しているからだ。神や、神と思っているものを証人にして意に介さない者よりも、神を証人にしない方がはるかに適切である。そうではなくてロシエル人に対する特典の追認をおこないながら、「儂自身ノ頭ニカケテ」という言葉を用いたイングランド王の子息、ポワチエ伯リチャードがおこなったように、自分自身しか証人に呼び出すべきではないのである。ところでそのような次第で誓約が、国家や同盟、人間社会が基づいている正義のゆいいつの基盤にして支柱であるのだから、誓約は、特に君主間では、不正ではいささかもないことがらに於いて神聖で冒すべからざるものにとどまる。それというのも君主は誓言や誓約の保証人であるのだから、彼らが真っ先に宣誓に違反し破約するのだったら、彼らがお互いに交わしている宣誓について、その勢力下にある臣民は何を頼りにすればよいのだろうか。わたしはもしことがらが不正ではない場合、と言った。なぜなら邪まなおこないをするために宣誓をするのは二重〔第一章 誓ッテ否認スルコト〕の邪悪さだからだ。このケースでは約束を違えた者が、不実ならば、その者は代価に価するが、それどころか同様のケースでもし君主が自然法に反しない何かをしないと誓ったとしても、彼がその宣誓を棄てても、少しも誓いを破ったことにならない〔「勅法典」第一卷最後ノ規則。「即チ元老院議員

ニヨリ一族ノ誓約ヲ以ッテ判断サレタコトニツイテトイウ一条項ニツイテ」ノ節、
及ビ一般的ニ「法学者ニヨリ、保証ノ強要ヲ無効トスル、宣誓シナガラ破棄スルコ
トニツイテノ勅令ニツイテ」ノ一番最後ノ規則。契約金規則ヲメグル註釈。バル
ドゥス、同上、及び千五百六十年九月十二日ぐるの一ふる市ノ判決デケッテイサレ
テイルコトデアル。それというのも臣民が、法で許されていることがらに
ついて、自分になされた宣誓に背反するような違反をおこなっていないか
らである。しかし賢明な君主は〔契約金ニツイテノ第九号ノ最後ノ註釈。ばり
高等法院ノ真実極マリナイ判決ニヨル〕他の君主に、自然法、もしくは人間の
法に反したことがらについて誓言すべきではないし、自分よりも弱い立場
の君主に条理にもとる協定を誓うことを強いるべきではない。曖昧さを避
け、不実だと思われるケースを明解にし、特定化しなければならない。さ
もなければ強いられた者はその言葉を特殊な場合に用いる代わりに、一般
的な正しい意味で用いるであろう。一四一二年五月、一方にイングランド
王ヘンリーとその子供たち、他方にベリー公、オルレアン公、ブルボン
公、アランソン伯、アルマニャック伯、ダルブレ領主とのあいだに協定が
なされた。彼らはあらゆる正しい紛争で、要求されればその身体と財産を
イングランド王にささげると誓った。主権者たる国王についてのいかなる
留保もことさらなく、イングランド国王は主権者たる国王に対して契約に
よって援助を受けられると理解していた。ことはそう運ばなかった。とこ
ろで己れの君主に反し、また己れの祖国に対し武器をとる正当な理由は断
じてない、と古代の演説家は言っていた〔キケロ、「祖国ニ反抗シテ武器ヲ
トッテ発ツ如何ナル正義モアリエナイ」；アレクサンドルス、『顧問会議録』第
四十八巻第四章、及び第二十七巻第五章。デキウス、『顧問会議録』第二百十九巻。
バルドゥス、『顧問会議録』第三百六十四巻、及び第二十五巻第三章、及び
二百四十巻、第一章。ドミニクス・ゲルミヌス、『顧問会議録』第四百四十四巻。ツァ
バレリヤ枢機卿、『顧問会議録』第百十七巻。パロトルス、「契約同意法ニツイ

テ』。君主が勝者に強制されて自分がかつておこなった条理にもとる約束を反故にする、誓約に反する者だからではない。これは古代の歴史家のように国家の立場についても、真の司法の基礎についても十分に理解していない幾人かの法学博士たちが主張していることなのだが、たいへん有害な影響をはらんでいる見解なのである。なぜならご承知のとおり、二、三百年以前からこうした見解が根を下ろし始め、破られることのないほど優れた議論などないものだから、この見解はほとんど強引に格率として通用してしまい、君主がなんらかの自分に不利な和議とか協定を強いられると、機会が訪れたら無視してしまうことが出来るほどになっているのである。しかし驚いたことに、初期の立法者も法律家も、司法のマイスターであるローマ人も、このような機微に決して思い至らなかった。なぜなら十分知られていることだが、大多数の講和協定は勝者か、あるいはもっとも強力な者による強制か、恐怖により力尽くでなされている。それでは生命を失うより以上に正当な恐怖があるだろうか。にもかかわらず執政官アッティリウス・レグルスは、自分が死に向かって赴くことを知りながら帰国するのだとカルタゴ人に誓ったとき、かかる機微は用いなかった。執政官マニキウスもスペイン人に向かってそうした。それではなぜ彼らはかくほどまでに高く賞讃されているのだろうか [キケロ「義務について」第三卷]。執政官ポストゥミウスとその配下の者、六百人の士官と代替、ローマ軍の貴族たちはアペニン山脈の谷合で襲撃され、誓約をした後で解放されたが、元老院のただなかで激しい口論となり、ついで全民衆の前で人権について討論をし、戦時に為された合意と協定に触れて、戦力についても恐怖についても口にせず、ただ「われわれは敵と、ローマの民衆の命令も委任状もなしに講和についての条件を協議することが出来なかった」と告げられただけだった。そして事実、和議を宣誓し、全軍の身代わりに自ら人質となった者は、自由意志で敵に降伏し、自らの生命を敵の裁量に任せたのであ

る。一五二六年二月十四日にマドリードで取り決められた協定では、国王が自国の最初の都市に到着したら、王が牢に閉じ込められている間に王によって宣誓された条項を批准し、フランスの王太子が成人したらただちに追認させるものとする、とある。その最後の条項では、もし王が宣誓した和議を守る意志がなければ、王はスペインに虜囚として戻るべし、と宣言されており、王は二人の子息、フランソワとアンリを人質として渡した。解放されると、その他の君主たちはみな王に手を差し出し、王とともに皇帝に対し同盟を組んで、自分たちが天まで持ち上げた皇帝の権力を引き摺り下ろそうとした。国王は高等法院の自室にすべての君主と大貴族たちを集合させ、マドリード協定に触れて、何をなすべきか審議させた。首席裁判長のセルヴァは国王が協定に拘束されないことを示そうと欲して、ツァバレッリャ枢機卿の権威に依拠した。この枢機卿は首席裁判長よりはるかに低い地位にあり、世界でもっとも素晴らしい元老院の、国王の代理官で、この枢機卿の見解は勢力と拘束の理論 [ツァバレッリャ、『顧問会議録』第百五十七巻] に基づいていた。その理論を強化すべく彼はキプロス島の国王ジャンがジュネーヴ人の捕虜となった時、息子を人質に預けたが、約束は守らなかったのである。以上が概略ながらマドリード協定の違反が立脚していたところである。付言されたのは、国王はネーデルランドの主権もブルゴーニュ公国の主権も、身分会の格別の承認なしに放棄できるわけではないということであった。この点についてははなはだ確実である。協定を破ることについてはもう十分としよう。しかしこれらすべての問題は古代人によってすでに異議を唱えられてきた。敵の手から解放された君主が囚人となっていたとき誓約したことを批准することについて問題とされたことは、愚劣なことがらとして、一度もなかった。なぜならそれは協定に異議を唱え、誓約したことがらを守るべきか否かを囚人であった者の意向に任せるということであったからだ。加えて古代人は、人質をとって

るとき、協定の違反を考慮のうちに入れたり、心配したりしたことが一度もなかった。なぜなら人質は約束の担保だからである。立派な人質を取っている者は、彼に借りがある者が約束を違えるかどうか、健全な頭脳の持ち主なら心配するだろうか。これが執政官のポストミウスが民衆を前にして、自分とサムニウム人のあいだに交わされた協定が、講和の協定でも同盟の協定でもなく、合意した者しか拘束しない単なる約束であり、この協定に何の違約もないと主張して述べたところである。彼はこう述べた。

「イッタイナゼ [ティトゥス=リウィウス、第九卷]、祈願トシテコトガナレルナラバ、人質ヤ保証人ガ協定ニ必要ナノカ。誓約シタ執政官ト軍団司令官タチノ名前ハハッキリトアル。モシ協定ニ従ッテコトガ為サレタラ、二人ノ従軍僧ノモノ以外、存在シナクナルダロウ」。

[ティトゥス=リウィウス、第九-第十卷] この点において、自分の子供たちを人質に残してきた国王フランソワもキプロス島の国王も、その立会いのもとに敵は担保を有し、自分たちの囚人の誓約を信用していなかったのであるから [庇護された戦争捕虜は、非難されることなく解放されうる]、彼らの約束から敵自らによって放免されているように思われる。かつ戦時法によって自らの誓約のもとに自由となった囚人は囚人として戻ることを余儀なくされている、そしてローマの元老院の判決によって [Tite-Live, Liv. 23]、鳴り物入りで、生命にかけて大人数にのぼる囚人たち全員が定められた期日に戻るといふ、その誓約下に、ピリュス王によって、自分たちの友人に会うために釈放されると公示された。しかもひとりとして人質を差し出さなかった。そしてもし囚人が徒刑場に拘束されていて、逃亡することが出来たら、その者を捕らえた人物には縛られていないと考えられた。国王フランソワ一世が皇帝使節グランヴェルに告げたのがそのことである。ローマの古参士官が述べた理由はこうである。「自分ヲ信ジテホシイト望ム者ハオノオノ、信頼ヲ手ニシタラソノ信頼自体ヲ担保トシテ差シ出ス」。もしわたしが、

国王は協定が効力を発揮しない場合でも戻ると誓約したではないか、国王ジャンは王国をイングランド人に渡した協定を遂行できないまま、約束した三百万金貨を用意できずに、囚人としてイングランドに戻ったではないか、と質されたら、わたしはこう答えよう。それは国王とは無関係である。なぜなら身分会が領土に係る条項を妨げたのであるから。帰還に関しては、国王も、ジャン王もいささかも拘束されていなかった。なぜなら彼らの子供たちが人質にとられていたのだから、と。これがなぜ国王フランソワが、皇帝が協定の不公平な条項のどれひとつゆるめようとは欲しないのを見て、評議会と大多数の君主、すべての民衆の同意に応じて、新たな戦争を宣言したかの理由である。このことで皇帝は苛立ち、国王はその誓約に違反したことで卑劣に振舞い、かくも多くの戦争に梟をつけるためなら喜んで自分の生命を決闘にささげようと言った。国王は大使から皇帝が国王の名譽を傷つけたのを知らされ、高等法院の自室にすべての君主を呼び、スペイン大使のペルノ・グランヴェルを召喚させたあとで、グランヴェルに、オーストリアのカールがフランスの伝令に国王がその誓言を破り、偽りのことがらを述べ、彼が喋るたびごとに嘘をつくと言ったので、場所を指定すれば、自分と皇帝は決闘のために赴くであろうと告げた。イングランド王は自分もいたく傷つけられているのを見て、おなじように厳粛に同様の挑戦をおこなったが、皇帝はそれ以降そのことを意に介そうとはせず、デュ・ベレーがたいそう巧みに記述するように〔スライダヌス、グイッチャルディーニ〕、逆のことを書いた者たちの虚偽を暴露した。寛仁な君主としてはこれで終わりであり、全員に理解してもらうために言うが、君主ならなおさらのこと、誓約を破るほど卑劣なことはない。それゆえ誓約を破ることが合法的であると主張するような不実な君主はいままで見たことがない。しかし一方が自分たちのあいだで結ばれた協定について、事実の思い違いによって、もしくは悪しき忠告によって、あるいは欺

瞞によって、もしくは過大な損害のために、または彼らが降伏した者の悪意によってであっても、侵害されたと主張し、あるいは事情がひどく変化してもっとも賢明なひとでも断じて予見出来なかったとか、あるいは不可避的な損害なしに、または国家全体を明らかに危険に晒すことなく協定を守る事が不可能だとか、そういった場合には誓言の条件や原因が、誓約が不可能であり、不公平であるため、強制力をもたないということを知りえた。なるほど確かに教皇は、他の君主のみならず、自分自身との誓約も免れうるという意見を支持した者もいた [ピエトロ・アンカルヌス、選出の尊さについての章]。しかしこうした者たちは他の教会法学者たちによって正道に戻されてきた [ヨハンネス・イモラおよびアントニウス・ブトリウス、『規約』第五十巻を参照]。そのため教皇ユリウス二世は、カンブレ協定を捨て去るために、国王ルイ十二世との誓約を破る方策を思いつけなかったため、自分の誓約にいささかも拘束されないとはいわずに、国王にも自分の傍に仕えていたその大使にも告げることなく、プロヴァンス司教区をローマの宮廷人に授けた。これに国王は、当然のことながら苛立って、ローマの聖職禄所有者がフランスに有しているあらゆる果実を押収させた。すると教皇は探していた切っ掛けを見つけ、自らが国王の敵たることを公言した。そのためグイッチャルディーニが記していることだが、全員野蛮人だと呼んでいるフランス人、スペイン人、ドイツ人と交わした協定すべてが彼らを騙し、みなをイタリアから巧みに追放させる目的で、お互いに彼らを破滅させる目的以外ではなされたものではないことを教皇が口癖にしていたという。不誠実と背信行為を非難する者にはことかかないが、マケドニアのフィリッポスが言っていたように、にもかかわらず裏切りをよし、とする者もいる。プルタルコスが言っているように、ラケダエモン人たちは自分たちの将軍ポエビダスをテーバイ人と交わした協定の内容に反してカドモスを侵略したことで罰したが、要地は確保した。誓約を破る契機が

もっともであるとも、もっともらしいとも思わない他の者たちは、法律家や教会法学者の意見や審議を尋ねる。一例としてナポリ王となろうとして第三者の手を解して、ナポリ王の封臣で、その宣誓と名誉をのぞいて、執行的な領主にすぎない国王よりもナポリ王国の支配的な領主である教皇にむしろ従うことができるかどうか知るために幾つか打診した、パキエール侯爵がいる。そして自分を利するために弓に二本の弦をつけて、もし皇帝に反抗するこの企てが首尾よく成功したら自分はナポリ王になるだろうし、もし失敗しても、巧みに固定観念を植え付けたミラノ公爵の反乱ゆえに、公爵領を要求できるだろうと考えていた。けれども計画が露見すると彼は公爵の法官モローネを逮捕させ、訴訟を起こしたが、余分なことを喋られるのを恐れて、彼を逃亡させた。そして間もなく、皇帝と公爵の、ふたりながら同じ同盟に属しているひとたちを同じ手段で裏切ったために、これはあらゆる不実のなかでもっとも憎むべきものであるのだが、自分の背信と不忠が許されざるものであることをよくよく弁え、後悔のあまり死んでしまった。わたしは両方に宣誓をしていることを除いて、このようなことがおこなわれたとしても、自分の身を守るため弓に二本の弦を張る者を咎めているのではない。一例としてテミストクレスはペルシャ王に密かに、もし王がヨーロッパから出て行かなければ、ギリシア人たちは彼が自分の軍勢をアジアからヨーロッパに渡すために海上に作った橋を切り落とす決議をしていると、ことを内密にとどめ置くように懇願しながら警告した。これはペルシャ王が勝利をおさめ続ける場合にはその寵を確保する目的で、もしくは実際はそうしたのだが、ペルシャ王が去る場合にはギリシアから彼を追放した名誉を勝ち取る目的でおこなったことであった。こうした術数が同盟した君主たちのあいだで暴露されたとき、エペイロス人が自分たちの同盟者であるアカイア人に、アイトリア人に戦争を仕掛けるのは良策だと思うと同意しながら、使節を通じてアイトリア人に自分たちが

彼らに対して武器は取らないつもりだと通告した折りのように、また別の機会に彼らがアンティオコス王に、ローマ人の機嫌を損ねない限り、すべからき友情を約束して、王に同じ策略を仕掛けた折りのように、往々にして友人を敵に回すとしても、おこなわれるのである。(この章未完)